

令和8年度前期 授業料減免・分納申請要領（本学独自制度）

本学には、授業料の納入が困難な学生に対して、授業料の免除・減額（減免）、分納を許可する「授業料減免・分納制度」があります。

学部学生については、国による「高等教育の修学支援制度」への申請を原則としますので、当該制度の申込資格を確認し、基準を満たす場合はそちらに申し込みしてください。対象外又は対象外となる可能性がある場合は本学制度が利用できる場合がありますので、同時に申請することが可能です（ただし、両制度を併給することはできません）。

【スケジュール】

申請書類配布 令和8年3月6日(金)から

- 配布方法： ①学務課（学務・学生支援係）窓口入口前
（箱を設置していますので、ご自由にお持ちください。）
②大学ホームページよりダウンロード
(<https://web.sapmed.ac.jp/jp/public/student/03bqho00001ww86t.html>)
※ トップページ⇒「在学生の方へ」⇒「授業料について」



申請受付期間 令和8年3月6日(金)から令和8年4月10日(金)まで【厳守！】

※ 受付期間を過ぎてからの提出は一切受け付けません。各種証明書等の発行にかかる期間や、不備がある場合等も考慮し、余裕をもって申請手続きを行ってください。

- 提出先： 教育研究棟1階学務課（学務・学生支援係）へ直接提出
※ 新生のみ郵送可（令和8年4月10日必着）
※ 郵送による提出の場合、封筒表に「授業料減免申請書類在中」と記載すること
- 受付時間： 月曜日～金曜日の8:45～17:30（土・日・祝日を除く）



書類確認

- 例年、提出書類の不備等により、学務課から書類の追加提出を求める事例が多数あります。各自で事前に、必要書類について十分確認した上で、期日に余裕をもって申請してください。
- 学務課より連絡があった場合は、速やかに対応してください。連絡が取れずに、提出期日までに必要な書類が全て揃わない場合は、審査対象外となります。



結果通知 令和8年6月中旬（予定）

- 結果は書面により通知します。必ず本人が学生証持参のうえ、学務課（学務・学生支援係）窓口
に受け取りに来てください。
- 通知開始日は、掲示板および学生サポートシステムにより周知します。



授業料口座振替 令和8年6月30日（火）

- 授業料減免を申請した方の前期分授業料は、6月中旬に通知される減免結果に応じて、
6月30日（火）に所定の金額を口座振替により徴収します。（4月の口座振替はありません）

【授業料減免制度】

減免の種類	減免額	納入額
① 免除	267,900 円	0 円
② 2 分の 1 減額	133,950 円	133,950 円
③ 3 分の 1 減額	89,300 円	178,600 円

※ 授業料減免申請は所定の期間内に行う必要がありますが、被災（罹災）、学資支給人の死亡等の緊急な理由がある場合には、申請受付期間外でも減免を受けられる場合があります。詳細は、学務課学務・学生支援係にご相談ください。

【授業料分納制度】

- 「授業料減免願」と同時に「授業料分納願」を提出し、審査の結果、減免が認められた場合、所定の納入額をさらに 3 回に分けて納入することができます。

【対象者】

- 真にやむを得ない理由により、学費の支弁が困難な状況にある学部学生、大学院生、専攻科生。
- 次のいずれかに該当する場合は審査の対象となりません。

- | |
|---|
| (1) 学部学生で、原級に留まった場合（現在、原級留置となっている場合）
(2) 授業料の滞納がある場合（未納となっている授業料がある場合）
(3) 懲戒処分を受けた場合
(4) 本学の学生委員会において減免することが適当でないと認めた場合 |
|---|

- 学部学生は、「高等教育の修学支援制度」に優先的に申請してください。

【申請にあたっての注意事項】

- 授業料減免の財源は、税金等を含めた公費で賄われています。
虚偽の申告が判明した場合、減免の決定後であっても取り消すこととなりますので、本要領等を熟読し、必要書類の提出漏れや、記載誤り・漏れが無いようご提出ください。
- 準備した書類は、チェックリストに記載の順に並べ替えた上で、提出してください。
- 提出された書類は返却しません。
- その他、減免審査に必要と認めた場合は、別途書類の追加提出を求める場合があります。

【提出書類】

- ・(写)と記載されているものについてはコピーを提出してください。
- ・網掛書類の様式は配布時に添付されています。

1 申請者全員が提出

	提出書類	注意点
(1)	授業料減免書類チェックリスト	
(2)	授業料減免願 授業料分納願及び申出書 ※ (※分納申請希望者のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ●押印漏れが無いか確認すること。 ●学年は令和8年度のものとする。 (以下全て)
(3)	家庭調書	<ul style="list-style-type: none"> ●「家庭調書記入上の注意」を参照のうえ記入すること。
(4)	収入状況報告書	<ul style="list-style-type: none"> ●申請者本人の収入状況(直近の6ヶ月間)について、注意事項を参照のうえ記入すること。 ●<u>医学部特別枠の学生は、奨学金の欄に</u> <u>入学金 282,000円(入学生のみ)、授業料 535,800円及び720,000円(月額12万×6ヶ月)を記入すること。</u>
(5)	世帯全員分の住民票(世帯票) ※ <u>マイナンバー(個人番号)や住民票コードが記載されていないものに限る。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ●申請日から3ヶ月以内に発行されたもの。 ●<u>「世帯全員の原本と相違ない」ことが証明されていること。</u>
(6)	令和7年度所得証明書(各自治体発行) (令和6年分の所得内訳が記載されているもの) ※収入が無い者についても、無収入であることの証明書類の提出が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●18歳以上の同一世帯者それぞれについて必要。 ※ <u>申請者本人も必要です。</u> ●世帯者扶養内訳のあるもの。
(7)	収入状況確認書類	
	①給与所得者	
	下記のうち必ず1つを提出。 ○ 令和7年分給与と所得の源泉徴収票(写) ○ 令和7年分所得税の確定申告書(控)(写) ○ <u>給与証明書</u> ※上記の提出ができない場合、直近の3ヶ月間の給与明細書(写)でも可。 (ただし控除前の支給額が記載されているもの)	<ul style="list-style-type: none"> ●大学院生で診療医として勤務している者は、「<u>確定申告書(控)(写)</u>」を提出すること。 ●<u>「確定申告書(控)(写)」にマイナンバー(個人番号)が記載されている場合は、必ず該当箇所を黒塗りにして提出すること。</u> ●<u>「給与証明書」は控除前の支給額が記載されていること。</u> ●<u>勤務先が複数ある場合は、全ての勤務先について提出すること。</u>
	②給与所得者以外	

令和7年分所得税の確定申告書(控)(写)	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>税務署の受付印がある直近のものを提出。</u> ●電子申請の場合は、<u>受信通知および申告データ</u>を出力したものを提出。 ●<u>「確定申告書(控)(写)」にマイナンバー(個人番号)が記載されている場合は、必ず該当箇所を黒塗りにして提出すること。</u>
③年金受給者	
下記のうち必ず1つを提出。 <input type="radio"/> 令和7年分公的年金等の源泉徴収票(写) <input type="radio"/> 年金額決定通知書(写) <input type="radio"/> 年金支払通知書(写)	直近の年金受給額を証明するもの
④令和7年1月1日以降に退職(廃業含む)した者	
退職証明書、または廃業届	●退職、廃業年月日がわかるもの。
令和6年分退職所得の源泉徴収票(写)、 または退職金支給(予定)額証明書	●ハローワークで交付される「雇用保険受給資格者証」に失業日が記載されていれば、その写しでも可。
⑤申請日現在無職であるが、申請日以降に新たに就職することが内定している者	
給与支払見込証明書	様式任意
⑥雇用保険の失業給付金を受給している者	
雇用保険受給資格者証(写)【両面】	●受給者の氏名のほか、支給日数と支給日額が明記されていること。
⑦傷病手当金を受給している者	
傷病手当金支給決定通知書(写)	
⑧生活保護の認定を受けている世帯	
生活保護決定(変更)通知(写)	
⑨申請前6ヶ月以内に臨時所得があった者	
支払日、支払金額がわかる書類	●一時金、保険金、資産譲渡による所得および山林所得(退職金は上記④を参照)があった場合に提出。

2 下記要件に該当する者のみ提出

要件		
	提出書類	注意点
(1)独立生計者		
	本人の健康保険証(マイナポータル資格情報画面写)、または別居している父母等の「所得証明書」	<ul style="list-style-type: none"> ●マイナポータルからの資格情報確認方法はこちら(協会けんぽHP参考：https://www.kyoukaikenpo.or.jp/event/cat550/sb5010/mytourokukakunin/) ●父母等の扶養から外れていることが証明されていること。
	父母等の世帯全員分の住民票	<ul style="list-style-type: none"> ●申請日から3ヶ月以内に発行されたもの。 ●<u>「世帯全員の原本と相違ない」ことが証明されていること。</u>
(2)私費外国人留学生		
	私費外国人留学生家計状況申告書	令和7年1月から令和7年12月までの家計状況を記載
	在留カード(写)	両面、世帯分を提出

3 所得控除関係書類

世帯全員について、下記要件に該当し、控除を受けようとする場合提出

要件		注意点
提出書類		
(1) 高校生以上の就学者がいる（申請者本人を除く）		
在学証明書 合格通知書(写)または入学許可書(写)		各学校所定様式のもので可。
(2) 主たる家計支持者が単身赴任している		
単身赴任者の住民票 または赴任の辞令書(写) または赴任先住居の賃貸借契約書(写)		申請日から3ヶ月以内に発行されたもので、かつ、 現在も単身赴任していることが証明できること
(3) 世帯に障がい者がいる		
障がい者手帳(写)		氏名と障がいの等級が確認できること
(4) 世帯に6ヶ月以上の長期療養者がいる		
長期療養者控除申立書		●領収書は療養者本人の氏名が記載されているもの。 ●記入した病名に対応しない領収書は添付しないこと。 ●高額療養費が支給された場合は、振込通知書(写)を併せて提出すること。
直近6ヶ月の支払い領収書(写) (月ごと)		
(5) 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯		
被災証明書または盗難届出証明書等、 被害金額がわかるもの		対象は令和7年1月1日～
損害保険金の補填金額がわかるもの		

その他、上記に記載のない書類であっても、減免審査に必要と認められた場合は、別途書類の追加提出を求める場合がありますので、ご了承ください。

書類提出期限：令和8年4月10日（金）

学務課学務・学生支援係
担当：吉田
電話：011-611-2111（内線 21870）
Mail: gakum@ml.sapmed.ac.jp